

議案第八十九号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十五年六月三十日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年六月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町奨学資金貸付基金条例（昭和四十年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「日歩四銭」を「年十四・六パーセント」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。